八街市外国語指導助手派遣業務に係る事業者選定公募型プロポーザル実施要領

１．業務名

八街市外国語指導助手派遣業務

２．目的

八街市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、市立幼稚園及び市立小中学校における異文化理解活動や外国語教育を通して、グローバル社会に相応しいコミュニケーション能力を身につけた次世代の育成を目指している。教育委員会としては、外国語指導助手（Assistant Language Teacher。 以下「ALT」という。）を市立幼稚園及び市立小中学校等に派遣し、異文化理解活動や外国語教育の一層の充実に努めたいと考えている。このため、継続的な訓練や研修機会があり、指導力に優れた ALT を適正かつ確実に派遣できる事業者を公募型プロポーザルにより募集する。

３．業務期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までの３６ヶ月

４．業務内容

八街市外国語指導助手派遣業務に係る事業者選定公募型プロポーザル仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。仕様書の要求要件は必須とし、契約期間や契約条件は契約候補者の提案内容によって、仕様を変更することがある。

５．参加資格

本プロポーザルへ参加できる者は、地方公共団体発注の本業務に関連する業務実績を有する者で、かつ次の各号に該当しない者とする。

（１）地方自治法施行例（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者。

（２）手形交換所による取引停止処分を受けて２年間を経過しない者又は本業務の企画提案書を提出した日の前６か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

（４）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

（５）八街市建設工事請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止措置（以下、「指名停止措置」という。）又はこれに準ずる措置を受けている者。

（６）八街市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成１９年告示第１００号）に基づく指名除外の措置を受けている者。

（７）八街市暴力団排除条例（平成２４年条例第１７号）に基づく暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団密接関係者と認められる者

６．日程

公示	令和８年１０月２０日（火）
質問受付締切	令和８年１０月３０日（金）午後４時まで
質問回答日	令和８年１１月１０日（火）
参加意思表明書等の受付締切	令和８年１１月２０日（金）午後４時まで
一次審査（書類審査）	令和８年１２月　２日（水）
一次審査結果通知発送	令和８年１２月１０日（木）
企画提案書等受付締切	令和８年１２月２３日（水）　午後４時まで
二次審査（プレゼンテーション）	令和９年　１月１３日（水）
二次審査結果通知発送	令和９年　１月２７日（水）
契約締結	令和９年　２月　中旬
業務開始	令和９年　４月　１日（木）

７．提出資料の様式と交付について

次のとおり、資料を交付する。

（１）交付期間

令和８年１０月２０日（火）から

（２）交付方法

八街市ホームページからダウンロード

（３）交付する資料

①八街市外国語指導助手派遣業務に係る事業者選定公募型プロポーザル実施要領

②八街市外国語指導助手派遣業務に係る事業者選定公募型プロポーザル仕様書

③参加意思表明書（様式１）

④会社概要書（様式２）

⑤業務実績書（様式３）

⑥実施体制表（様式４）

⑦企画提案書等提出書（様式５）

⑧質問書（様式６）

⑨辞退届（様式７）

⑩八街市外国語指導助手派遣業務に係る事業者選定委員会設置要綱

８．参加意思表明書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、次のとおり参加意思表明書等を提出すること。

（１）提出期限

令和８年１１月２０日（金）午後４時まで

（２）提出書類（各１部）

①参加意思表明書（様式１）

②会社概要書（様式２）

③業務実績書（様式３）

④実施体制表（様式４）

⑤切手（１１０円）を貼付した長形３号の返信用封筒（返送先を記入したもの）

（３）提出方法

持参又は郵送（メール便や書留郵便等配送記録の残る方法で期限必着）で提出すること。ただし、持参の場合は、日曜日、土曜日及び祝日を除く午前８時４５分から午後４時３０分までの間に提出すること（締切日については午後４時までに）。

（４）提出場所

〒２８９－１１９２　八街市八街ほ３５番地２９

八街市教育委員会　教育部　学校教育課

ＴＥＬ（０４３）４４３－１４４６

９．企画提案等に関する質問及び回答

質問事項がある場合は、質問書（様式６）を用い、電子メールにより事務局（末尾参照）まで提出すること。なお、必ず電話で質問書の送付について確認すること。

（１）提出期限

令和８年１０月３０日（金）午後４時まで

（２）質問書の回答

令和８年１１月１０日（火）を質問回答日とし、午後５時までに質問として提出された全ての質問事項に関して、八街市ホームページ上で回答する。

10．一次審査（書類審査）

参加資格を満たした参加者には、提出書類について別表「八街市外国語指導助手派遣業務に係る事業者選定審査基準」に基づき一次審査を行う（令和８年１２月　２日）。一次審査の結果により、評定合計の上位５者（以下「二次審査対象者」という。）を選定する（ただし、参加資格を満たした参加者が５者未満であっても、一審査は必ず実施し、二次審査対象者を選定する。）。なお、一次審査の結果は書面により通知する（令和８年１２月１０日）。二次審査対象者とならなかった者は、その理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。説明を求められた際には、速やかに書面でその理由を説明するものとする。ただし、審査結果に対する異議は受け付けないものとする。

11. 企画提案書等の作成及び提出

一次審査の結果、二次審査対象者となった者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

（１）提出期限

令和８年１２月２３日（水）午後４時まで

（２）提出書類

①企画提案書等提出書（様式５）

②企画提案書（任意様式。ただし、以下の点に留意すること。）

表紙及び目次を除き、Ａ４版・縦型・横書き・左綴じで作成し、片面６０ページ以内（両面印刷の場合は３０ページ以内）で次に掲げるテーマについては必ず記載すること。

ア会社概要

イ ALT に対する労務管理体制及び危機管理体制

ウ ALT の資質・能力

エ今後の外国語教育に係る提案企画

③見積書（任意様式）

予算限度額以内とする。積算根拠がわかるように記載すること。

（３）提出方法「８（３）」に同じ。

（４）提出場所「８（４）」に同じ。

（５）提出部数

正本１部、副本１０部を提出すること。企画提案書等提出書（様式５）については、１部のみ提出すること。

12. 二次審査

二次審査は、次のとおり行うこととする。

（１）二次審査実施日　令和９年１月１３日（水）

詳細については、別途通知する。

（２）二次審査はプレゼンテーション及びヒアリングにより、企画提案書等の内容に基づき行う。説明者は本事業を担当する予定の営業責任者や担当者とするが、説明者の補助及び質疑応答の対応者として、説明者本人を含め最大５人までの参加を認める。なお、プレゼンテーション実施に係る準備品について、資料投影用スクリーン、プロジェクターについては、選定委員会が準備する。

（３）プレゼンテーションの時間は、提案説明２５分以内とし、ヒアリングは１５分以内とする。

（４）プレゼンテーションは、八街市外国語指導助手派遣業務に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に対して行うものとし、当該プレゼンテーション内容により選定委員会委員が採点する。

13. 審査の結果

（1）審査

別表「八街市外国語指導助手派遣業務に係る事業者選定審査基準」に基づき評価を行い、次のとおり受託候補者を選定し、併せて次点者も選定する。

①一次審査と二次審査を合わせた評点総合計が最も高い者

②①において同点の場合、二次審査の評点合計が高い者

③①及び②においても同点の場合は、評価項目の見積金額の評点が高い者

④①、②及び③においても同点の場合は、くじ引きにより選定する。

なお、全二次審査対象者の二次審査評点総合計が、満点（全二次審査対象者×選定委員数×８５点）の６割を超えない場合は不調とし、改善事項を書面により提出させ、再度選定委員会を開催するものとする。この際、新たな募集は行わない。

また、参加申込者は１者であっても二次審査を行い、同様の基準により受託候補者を選定する。

（2）審査結果の通知

①受託候補者を選定したときは、速やかに二次審査対象者全者に対し、書面により通知するものとする。

ア通知日　　令和９年１月２７日（水）

イ通知内容　審査結果

ウ通知方法　全二次審査対象者に書面により通知する。

エ審査結果に対する異議は、一切受け付けない。

（3）選定結果の公表

受託候補者を選定したときは、八街市ホームページ上で公表する。公表の内容は、受託候補者の名称とする。

14. 契約の締結

「13. 審査の結果」により決定された受託候補者と契約の交渉を行う。なお、受託候補者の企画提案が無効となった場合や契約交渉が不調等により契約締結に至らない場合は、次点者と契約締結の交渉を行う。

15. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

（1）参加資格要件を満たしていない場合

（2）提出書類に虚偽の記載があった場合

（3）実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

（4）選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

（５）企画提案書及び見積書に記載された内容において、不当廉売等、明らかに公正な競争を阻害するもの又は事業実施に支障を来す恐れがあるものと判断される場合

16. 業務に要する費用（事業費限度額）

総額　　１５２，８９８，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和　９年度　　５０，９６６，０００円（年額）
令和１０年度　　５０，９６６，０００円（年額）
令和１１年度　　５０，９６６，０００円（年額）

17. その他留意事項

（１）提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
（２）提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
（３）提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
（４）書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
（５）提案は１者につき１つとする。
（６）参加意思表明書提出後に辞退をする場合には、辞退届（様式７）を令和８年１２月２３日までに持参または郵送により提出すること。それ以降の辞退は原則として認めない。

18. 担当部署（提出・問合せ先）

八街市教育委員会　教育部　学校教育課　指導主事　内藤　智仁
℡：０４３－４４３－１４４６
メールアドレス：gakkyo@yachicenter.ed.jp

別表

八街市外国語指導助手派遣業務に係る事業者選定審査基準(1次審査)

		評価の内容	審査点	
一次審査	1	会社として、派遣業務（業務委託を含む）を適切に遂行するための豊富な実績を有しているか。	5	15
	2	会社として、資質・能力の高い外国語指導助手をどの程度有しているか。	5	
	3	会社として、児童生徒に対する海外研修旅行、イングリッシュキャンプ、国際交流イベント開催等の豊富な実績を有しているか。	5	

八街市外国語指導助手派遣業務に係る事業者選定審査基準(2次審査)

		【評価項目】評価の視点例	審査点	
二次審査	1	【会社概要・実績】 ・企業コンセプト ・ALT 事業に対する理念、研究開発体制 ・組織体制、営業所等の設置体制	5	70
	2	【ALT の資質・能力】 ・人数、採用方法や基準 ・経験年数、学歴、資格、人柄、児童生徒とのコミュニケーション能力等	10	
	3	【派遣契約による労務管理体制】 ・業務評価とその活用方法 ・会社が担う業務内容、学校や市教育委員会が担う業務内容	5	
	4	【コーディネーターやエリア担当者】 ・業務内容 ・市教育委員会へのサポート体制、学校へのサポート体制	5	
	5	【危機管理のあり方】 ・欠員や服務怠慢が生じた場合 ・その他、災害や事故等への保障内容	5	
	6	【外国語指導助手の研修体制】 ・市の外国語教育推進計画に合わせた指導研修 ・研修の内容、種類 ・研修期間と方法	10	
	7	【レッスンプランや教材等】 ・新学習指導要領実施に向けた取組 ・外国語教育に関するオリジナルプラン、教材の有無 ・ティーム・ティーチングを支援する体制	10	
	8	【日本人教員に対する支援体制】 ・教員に対する授業支援、打合せ、アイデアの提供 ・各種研修会の実施 ・校内外における ALT の様々な活用方法	5	
	9	【今後の外国語教育に係る独自の企画提案】 ・教職員や市教育委員会向けの企画提案 ・児童生徒や地域向けの企画提案	10	
	10	【企画提案の内容に対する見積金額の妥当性】 ・事業費限度額に対する見積金額の評価	5	

採点基準

（1 次審査）
5 点：優れている
4 点：やや優れている
3 点：普通
2 点：やや劣っている
1 点：劣っている

（2 次審査）
10 点：大変優れている
9 点：優れている
8 点：優れている
7 点：やや優れている
6 点：やや優れている
5 点：普通
4 点：やや劣っている
3 点：やや劣っている
2 点：劣っている
1 点：劣っている